

Q2-8 「自立活動」について教えてください。

A 「自立活動」は、特別支援学校の教育課程で特別に設けられた領域で、教育上特別の支援を必要とする子どもの教育に当たっては、重要な学習として位置づけられています。学校における自立活動の指導は、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、学校教育活動全体を通じて適切に行うものです。

【参考】＜自立活動の内容＞

- 1 健康の保持……………(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事
(2) 病気の状態や理解と生活管理に関する事
(3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事
(4) 健康状態の維持・改善に関する事
- 2 心理的な安定……………(1) 情緒の安定に関する事
(2) 状況の理解と変化への対応に関する事
(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事
- 3 人間関係の形成……………(1) 他者とのかかわりの基準に関する事
(2) 他者の意図や感情の理解に関する事
(3) 自己の理解と行動の調整に関する事
(4) 集団への参加の基礎に関する事
- 4 環境の把握……………(1) 保有する感覚の活用に関する事
(2) 感覚や認知の特性への対応に関する事
(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事
(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関する事
(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事
- 5 身体の動き……………(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事
(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事
(3) 日常生活に必要な基本動作に関する事
(4) 身体の移動能力に関する事
(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事
- 6 コミュニケーション……………(1) コミュニケーションの基礎能力に関する事
(2) 言語の受容と表出に関する事
(3) 言語の形成と活用に関する事
(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事
(5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事

※ 自立活動の指導内容と指導項目は、平成22年3月の特別支援学校学習指導要領の改訂に伴い、5区分22項目から6区分26項目に変わりました。(変更点は本紙p20)

上記の＜自立活動の内容＞は、内容をつくる上での「構成要素」を示しています。個々の児童生徒の的確な実態把握に基づき、必要な項目を選定し、それらを相互に関連づけ、組み合わせ、具体的な指導内容を設定し、段階的に指導することが大切です。

自立活動の指導に当たっては、「自立活動の時間」の設定の有無にかかわらず、個別の指導計画を作成し、それらに基づいて指導を展開していく必要があります。

指導目標は、①個々の児童生徒の実態を的確に把握すること。(興味・関心のあることや得意なこと、条件を整えればできるようになることなどについても把握すること)②長期的及び短期的な観点から設定すること。(今できていることのほんの少し先を目標にすること、達成可能な具体的な目標を設定すること)が大切です。

※ 知的障害特別支援学級の場合は、自立活動の内容も含めた各教科等を合わせた指導として行うことができます。このような自立活動の時間を設定しない場合であっても、自立活動の指導は、個別の指導計画に基づき学校の教育活動全体を通じて適切に行う必要があります。

Q2-9 知的障害特別支援学級に在籍する軽度の知的障がいのある児童生徒に、通常の小中学校の教育課程を編成し、国語・算数など一部の教科を特別支援学級で、その他の教科を当該学年の通常の学級で指導することができますか。

A 一部の教科を特別支援学級で、一部の教科を交流及び共同学習として通常学級で学習することは可能です。また、一つの教科の単元によって、異なる学習形態をとることができます。ただし、通常学級で授業を受けても、目標やねらいが、通常学級のそれとは異なることもあります。その子どもの実態や発達段階を十分に把握することが何より大切です。

Q2-10 知的障害特別支援学級で、知的障がいの特別支援学校の教育課程を参考にして教育課程を編成する場合、社会科・理科・家庭科などを取り入れて編成することができますか。

A 学級の状態や児童生徒個々の実態に応じて、教科ごとに小中学校の教育課程か特別支援学校の教育課程かどちらかを選択することは可能です。

Q2-11 自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程はどのように編成すればよいでしょうか。

A まず、自閉症・情緒障がいの実態や特性を理解することが大切です。

自閉症とは・・・

①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいであり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されます。

自閉症の主な困難さをまとめると以下の3点になります。

○社会性

他人との社会的関係のとりにくさ

○コミュニケーション

言葉・コミュニケーションや意思疎通のとりにくさ

○想像・常同的行動

興味や関心の狭さや、特定のものへのこだわり

※自閉症の診断基準は一般的には分かりにくく、「自閉症」といっても、「自閉症スペクトラム」「広汎性発達障害」「アスペルガー症候群」など、様々な診断名がつくことがあります。教育上は、一人一人の特性として理解することが何より大切です。

情緒障がいとは・・・

喜怒哀楽の情緒の現れ方が激しく、自分の意思では感情をコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活で不適応をおこしやすい状態をいいます。

自閉症の児童生徒は、個人差も大きく、様々な組み合わせの症状を有することも多いので一人一人の特徴や得意、不得意な点を丁寧に見ていく必要があります。教育課程を編成する場合、子どもの知的な発達の実態も考慮し、編成していく必要があります。また、その障がいによる困難の改善・克服を図るための領域「自立活動」を適切に位置づけることも大切です。

知的障がいを併せ持つ児童生徒の場合は、領域・教科を合わせた指導を行うなど、子どもの実態にあった教育課程を編成する必要があります。

見通しの持ちやすい環境を整備し、分かりやすい教材・教具を制作・活用するなど、個々のニーズに応じた授業づくりに努めていきましょう。

Q2-12 特別支援学級では、どのような教科書を使用することができますか。

A 特別支援学級の教科書は、教育目標や各教科等の指導内容を十分に吟味し、子ども一人一人の発達の状況や障がいの特性、教科別の指導と生活との結びつき、1年間の学習に耐える内容であることなどを大切にしながら、適切なものを準備する必要があります。

教科書はすべての児童生徒に無償で給与されるものです。特別支援学級で教科別に指導を行う場合は、1教科につき1教科書の採択になります。

特別な教育課程を編成している特別支援学級では、次のような教科書を選定することができます。(①が適当でなければ②～④)

①当該学年用検定済教科書（通称：検定済教科書）

②検定済教科書の下学年用

（中学校の場合は小学校用検定済教科書も含みます）

③文部科学省著作教科書（通称：著作教科書）

特別支援学校知的障害者用（通称☆本と呼ばれています）

小学部

中学部

こくご☆ こくご☆☆ こくご☆☆☆ 国語☆☆☆☆

さんすう☆ さんすう☆☆ さんすう☆☆☆ 算数☆☆☆☆

おんがく☆ おんがく☆☆ おんがく☆☆☆ 音楽☆☆☆☆

④教科用図書以外の一般図書（絵本等）

※ 教科書採択によって決められていますので市町村教育委員会に問い合わせてください。

【参考】学校教育法施行規則第139条〔特別支援学級の教科用図書〕

前条の規定により特別の教育課程による特別支援学級においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適当でない場合には、当該特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

Q2-13 異学年複数の児童生徒が在籍する特別支援学級の教育課程はどのように編成していくとよいでしょうか。

A 異学年複数の児童生徒が在籍する特別支援学級の授業については、担任の先生方も大変悩みや不安を抱えておられます。それは、1対1の場合にはいいが、複数在籍になるとどうやって授業をしていいかわからない、指導が難しい、というものです。在籍が1人という特別支援学級も多くあり、教師と子ども1対1の教室が普通の状態だと誤解されてしまうこともあるようですが、それは、あくまでも特別な場合です。本来、特別支援学級は「障がいがあるために通常の学級における支援では十分に効果をあげることが困難な児童生徒のために編成された少人数の学級」です。したがって、児童生徒個別に教育課程を編成するのではなく、1つの学級として教育課程を編成することが基本になります。

その学級としての教育課程を踏まえた上で、個々の実態に即した個別の指導計画を作成し、指導内容・方法等を個別化します。ただ、学級の実態により、編成した教育課程が結果的に一人だけの対象となったり、複数の教育課程の編成が必要な場合があります。そのため、個々の児童生徒の学習内容が異なるのはもちろん、同じ学級でも曜日や時間、教科等によって一緒になったり別々に学習したりもします。このことは、児童生徒の一人一人のニーズに応じる工夫とも言えますが、混乱を招く恐れもあります。いろいろな学習に期待と見通しを持ち、充実した学校生活を送れるようにすることが大切です。

そのためには、児童生徒を肯定的にとらえ、障がいの特性を踏まえた指導・支援の最適化を図ること、そして学校生活や地域生活の中で、児童生徒が物事を主体的に判断し行動しながら社会参加すること、つまり自己決定と本人参加を大切にしていけることが重要です。

<具体的な方法例>

(1) 期待と見通しを持てる学校生活 ～スケジュールの個別化～

A君				B君				C君			
	予定	変更	済		予定	変更	済				
	国語		○		算数		○		よてい	へんこう	おわり
1	国語		○	1	算数		○	1	こくご		○
2	算数		○	2	国語		○	2	おんがく		○
3	体育	集会		3	体育	集会		3	た	しゅうかい	
4	給食			4	給食			4	きゅうしょく		
5	図工			5	下校 (3時)			5	げこう (3時)		
6	下校 (4時)										

左のように、個別のスケジュールを用意し、自分で予定を確認できるようにすることで、一日の学習に見通しをもち、主体的に行動することが期待できます。

(2) 個に応じた指導の展開①
～複数の教科を同時に行う～

異学年の児童2人が教室で、異なる教科を指導する場合、右図のように1単位時間を15分のずつのモジュールに区切り、2人を交互に指導するという方法が考えられます。

	A君：国語	B君：算数
15分	・教科書を2回読む ・ワークシートの提示	・前時の復習のドリルをする
15分	・ワークシートへの書き込みをする	・教科書の説明を読み、例題を解く
15分	・書き込みの確認 ・正誤を確認する	・応用問題に挑戦する ・正誤を確認する

(3) 個に応じた指導の展開②

～同一教科で異なる内容を指導する～

2人とも国語科の学習なのですが、実態の違いから、「よもう、かこう」という共通の単元でカルタを中心に2人の関わりや響き合いを大切にしながら、活動内容を個別化することで、それぞれのねらいを達成していく方法が考えられます。

国語：「よもう、かこう(1)」

ねらい	A君：単語の読み書き	B君：文字の読み書き
15分	○絵本の読み聞かせ（ノンタンシリーズ） ○内容の読み取りクイズ	
15分	○カルタとり（単語カルタ、文字カルタ） ・Bが絵カードを見て単語を言い、Aがその単語カードを拾う ・Aが単語カードを読み、Bが語順の文字付き絵カードを拾う。	
15分	○単語の書き取りプリント	○文字の書き取りプリント

(4) 生活単元学習における単元・授業展開の工夫

生活単元学習において、はじめは学級全体で同じような活動に取り組み、見通しが持てたところで、児童生徒の実態に合った活動設定や役割分担を進めるというような単元の工夫をしたり、1単位時間の授業の中で、児童生徒の実態に合った活動設定や役割分担を明確にして展開を工夫することも考えられます。

「算数や国語だから学年ごとに行わなければならないのでは？」と異学年にとらわれすぎると難しくなってきます。障がいの状態に応じること、集団の良さを活かすことを念頭において、教育課程を編成することが大切です。

Q2-14 小中学校における通級による指導の教育課程の編成について教えてください。

A 通級による指導を行う場合は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」の内容を取り入れるなどの特別な指導を、小中学校の教育課程に加え、又は、その一部に替えることができます。

通級による指導に係る授業時数は、年間35単位時間から280単位時間までを標準とし、学習障がい者及び注意欠陥多動性障がい者については、年間10単位時間から280単位時間までを標準としています。

また、児童生徒が在籍校以外の小中学校又は特別支援学校の小学部・中学部において、特別の指導を受ける場合には、当該児童生徒が在籍する学校の校長は、これら他校で受けた指導を、特別な教育課程に係る授業とみなすことになっています。

通級による指導を受ける児童生徒は、通常学級に在籍しています。そこで、通級指導教室が設置されている学校及び他校で指導を受けている児童生徒が在籍している学校においては、学校経営案の教育課程の編成に通級による指導について明記する必要があります。

【参考】学校教育法施行規則第141条

前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

3 新学習指導要領の全面実施に向けて

Q3 来年度から小学校の学習指導要領は全面実施となりますが、特別支援学級についてはどうなるのでしょうか。

A 平成21年3月に告示された特別支援学校学習指導要領は、小学校・中学校・高等学校学習指導要領の実施スケジュールに準拠して実施されます。

小学校又は中学校に準ずる教科等について、平成21年度から移行措置

* 特別支援学校小学部 平成23年度から全面実施

* 特別支援学校中学部 平成24年度から全面実施

ただし、特別支援学校総則及び自立活動は、平成21年度から先行して実施

Q3-1 特別支援学校学習指導要領（平成21年3月告示）の改訂のポイントを教えてください。

A 今回の特別支援学校学習指導要領等の改訂の基本的な考え方は、

- ① 幼稚園、小学校、中学校および高等学校の教育課程の基準の改善に準じた改善
- ② 社会の変化や幼児児童生徒の障がいの重度・重複化、多様化などに対応した改善

教育内容等の主な改善事項は、

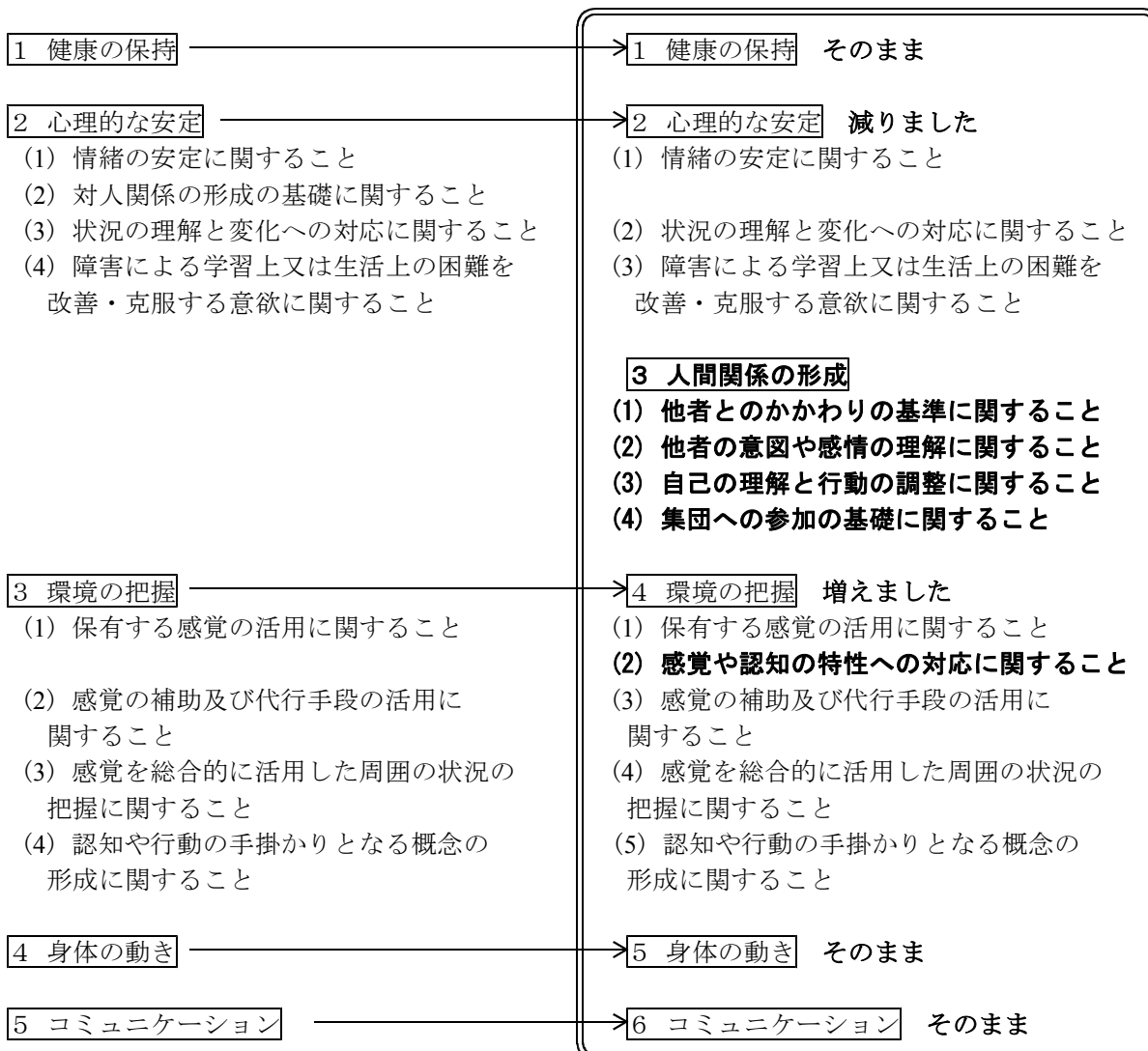
- ① 障がいの重度・重複化、多様化への対応
 - ・ 「自立活動」の指導内容として、「他者とのかかわりの基礎に関すること」などを規定
 - ・ 教師間の協力した指導や外部の専門家を活用するなどして、学習効果を高めるようにすることを規定
- ② 一人一人に応じた指導の充実
 - ・ すべての児童生徒に各教科等にわたる「個別の指導計画」を作成することを義務付け
 - ・ すべての児童生徒に、「個別の教育支援計画」を作成することを義務付け
- ③ 自立と社会参加に向けた職業教育の充実
 - ・ 特別支援学校（知的障がい）高等部の専門教科として「福祉」を新設
 - ・ 地域や産業界と連携し、職業教育や進路指導の充実を図ることを規定
- ④ 交流及び共同学習の推進
 - ・ 障がいのある子どもと障がいのない子どもとの「交流及び共同学習」を計画的、組織的に行うことを規定

Q3-2 「自立活動」の指導内容はどのような点が改訂されたのですか。

A 「自立活動」の内容については、「障がいの重度・重複化、多様化に応じた指導を充実させる必要がある」という現状から再編されました。障がいのある児童生徒の状態は様々であり、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由又は病弱や障がいを複数併せ有する重複障がい、さらに、言語障がい、情緒障がい、自閉症、LD、ADHD等の障がいやそれらを併せ有する場合があります。その障がいによって、日常生活や学習面において様々なつまずきや困難が生じることから、個々の障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が必要となります。

◇これまでは…5区分22項目

◇こう変わりました…6区分26項目



今回の改訂で、「児童生徒が主体性や意欲を大切にし、自己肯定感を高め、積極的な学習活動ができるよう教材の工夫を行う」ために、具体的な指導内容を設定する際の配慮事項として、児童生徒自身が活動しやすいように環境を整えていくことが明文化され、新たに規定されました。

自立活動の指導は、時間割に設けられた自立活動の時間の指導だけではなく、学校の教育活動全体を通じて行います。

自立活動は、特別支援学級や通級指導だけではなく、通常学級に在籍している困りごとのある児童生徒の指導に対しても参考にして取り入れていくことで、適切な指導や必要な支援を行うことができます。



【参考】特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部・高等部）
第6章自立活動の内容

3 人間関係の形成－（4）集団への参加の基礎に関すること

② 具体的指導内容例と留意点

LDのある幼児児童生徒の場合には、友達との会話の背景や経過を類推することが難しく、そのために集団に積極的に参加できないことがある。そこで、日常的によく使われる友達同士の言い回しや分からないときの尋ね方などを、あらかじめ少人数の集団の中で学習しておくことなどが必要である。

③ 他の項目との関連例

ADHDのある幼児児童生徒は、遊びの説明を聞き漏らしたり、最後まで聞かずに遊び始めたりするためにルールを理解していない場合がある。また、ルールを理解していても、勝ちたいという気持ちから、ルールを守ることができない場合がある。その結果、うまく遊びに参加することができなくなってしまう。

このような場合には、ルールを少しずつ段階的に理解できるように指導したり、ロールプレイによって適切な行動を具体的に学習したりすることが必要である。また、遊びへの参加方法が分からないときの不安を静めることを学習するなど、「2 心理的な安定」の区分に示されている項目や、友達への尋ね方を練習するなど「6 コミュニケーション」等の区分に示されている項目との関連を図りながら、具体的な指導内容を設定することが大切である。

Q3-3 特別支援学級に在籍する児童生徒についても、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を作成する必要がありますか。

A 「個別の指導計画」とは、児童生徒一人一人の1年間に行う具体的な指導や支援についてまとめた指導計画のことです。特別支援学校の学習指導要領を参考にして、特別な教育課程を編成している特別支援学級においては、一人一人の実態を適切に把握し、障がいの状態や発達段階に応じた指導を行っていくことが求められることから、「個別の指導計画」の作成は必要です。

「個別の指導計画」は、教育課程をさらに具体化し、学級ごとに計画した指導計画をもとに、各教科や領域等のそれぞれについて、児童生徒一人一人に対して指導内容、指導方法等を具体的に明示し、日々の授業の中で生かしていく必要があります。そして、指導目標が達成されたかを適切に評価し、その後の指導の改善に努めるとともに、目標や指導内容・方法等が子どもの実態に即していたか、その妥当性についても見直すことが大切です。

また、「個別の教育支援計画」とは、障がいのある子どもについて、教育関係者のみならず、家庭及び地域や関係機関（医療、福祉、保健、労働等）が連携し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業までを通じて、一貫した適切な指導と必要な支援を行うことを目的に作成するものです。障がいのある子どもの自立を目指し、関係機関と連携し的確な支援をしていくためにも作成していく必要があります。

※ なお、「個別の教育支援計画」の作成には保護者の参画を図り、保護者の同意を得るとともに、多くの関係者が関与することから、個人情報等の保護に十分留意する必要があります。

個別の指導計画は、教育課程や指導計画等を踏まえ、より具体的に教育的ニーズに対応した指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ計画です。作成することにより、以下のようなメリットがあります。

- ・ 具体的な目標を設定することで、見通しをもって指導に当たることができる
- ・ 評価の視点が明確になる
- ・ 複数の教師が共通理解をもとに指導することができる
- ・ 関係機関との連携を有効に進めることができる
- ・ 子ども自身が自分の目標を自覚しやすくなる など



Q3-4 特別支援学級に在籍する児童生徒の「交流及び共同学習」について教えてください。

A 障がいのある子どもと障がいのない子どもと一緒に参加する活動は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があります。

小中学校等で行われる「交流及び共同学習」の形態としては、学校内（特別支援学級と通常の学級）や学校間（近隣の学校の特別支援学級や通常学級、特別支援学校）で行うことが考えられます。どちらの場合も、児童生徒にとって、意義深い教育活動となるように、関係者が十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、計画的、組織的に行う必要があります。

「交流及び共同学習」を推進していくためのポイント

- ☆ 事前の打ち合わせによる関係者の共通理解
 - ・ その意義や必要性
 - ・ 両者のねらい
 - ・ 対象となる子ども等の様子について
(障がいについての正しい知識、適切な支援や協力の仕方等)
- ☆ 無理なく継続的に続けるための指導計画
 - ・ 参加しやすい環境づくり
 - ・ 交流する教科等やその学習内容の選択（柔軟性を持って）
 - ・ 対象となる子ども等の様子について
- ☆ 交流及び共同学習の実践
 - ・ 安全確保はもっとも大切
 - ・ 主体的に取り組める活動や環境設定
- ☆ 事後指導
 - ・ お互いの理解やお互いへの関心の深化と期待
 - ・ 関係者の反省や成果、課題の共有化

特別支援学級の子どもたちにとっても、交流及び共同学習は大切なものですが、かかわることだけを目的としたり、通常の学級の先生にまかせっぱなしにならないようにしましょう。通常学級での共同学習が、子どもにとって負担になっていないか？ねらいや手だてをしっかりと確認して指導・支援していくことが必要です。学習内容や子どもの状況によっては、特別支援学級で1時間過ごした方がよいということもあります。

担任として、児童生徒の実態を十分に把握し、計画的、組織的に実施するようにしましょう。



【参考】小学校学習指導要領 第1章 総則 第4の2

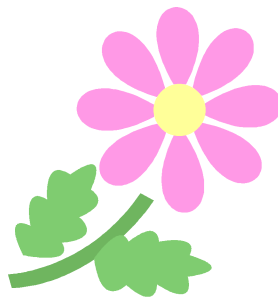
(12) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章 総則 第2節 第4の1

(6) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、学校相互の連携や交流を図ることも努めること。特に、児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。

障害者基本法 第14条

国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。



4 指導要録について

Q 4 指導要録とはどのようなものですか？

A 指導要録は、児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるものであり、各学校で学習評価を計画的に進めていく上で重要な表簿です。

Q 4 - 1 特別支援学級に在籍する児童生徒の指導要録の様式について教えてください。

A 小中学校の指導要録と特別支援学校小学部・中学部の指導要録（参考様式）の様式1（学籍に関する記録）は同じです。様式2（指導に関する記録）は当該児童生徒がどのような教育課程を編成して指導されたのかが分かるように、必要に応じて特別支援学校小学部・中学部の指導要録（参考様式）を活用することができます。

【参考】小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等

I 学籍に関する記録

小学校と特別支援学校小学部は様式は同じ

「学級」の欄は、学級種を記載すること（例：知的障害学級）

II 指導に関する記録

	小学校	特別支援学校小学部	
		視覚障がい、聴覚障がい、 肢体不自由又は病弱	知的障がい
①各教科の学習の記録	○	○	○*
②外国語活動の記録	○	○	
③総合的な学習の時間の記録	○	○	
④特別活動の記録	○	○	○
⑤自立活動の記録		○*	○*
⑥行動の記録	○	○	○
⑦総合所見及び指導上参考となる諸事項	○	○	○
⑧入学時の障害の状況		○*	○*
⑨出欠の記録	○	○	○

◇記入に当たっての留意点◇

- (1) 児童生徒の努力している様子を記入することを基本とする。
- (2) 身体的状況や苦手とすることについては、慎重に記入する。
- (3) 家庭や保護者のことは記入しない。

※①各教科の学習の記録

- ・各教科の記入に際しては、学習においてみられる児童の特徴をとらえるようにする。
- ・何ができるようになったのか、主として指導した内容は何だったのかが分かるように記入する。

※⑤自立活動の記録

個別の指導計画を踏まえ、以下の事項等を記入する。

- (1) 指導の目標、指導内容、指導の結果の概要に関すること
- (2) 障がいの状態等に変化が見られた場合、その状況に関すること
- (3) 障がいの状況を把握するため又は自立活動の成果を評価するために検査を行った場合、その検査結果に関すること

※⑧入学時の障害の状態

入学時の障がいの状態について、障がいの種類及び程度等を記入する。

※ 様式1（学籍に関する記録）は、小学校と特別支援学校小学部の様式は同じですが、特別支援学級は、小学校に設置された学級であることから、「小学校生徒指導要録」と記載された小学校用の様式1を使用します。

〔視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校〕

小 学 校 小 学 部 小 学 部 学 級 要 録 (様 式 1 - 特 別 支 援 学 校)

様式1（学籍に関する記録）

区分 \ 学年	1	2	3	4	5	6
学 級						
児童数						

学 級 の 記 録		学 級 の 記 録		学 級 の 記 録	
実 績	ふりがな		姓 別	入学・編入等	平成 年 月 日 第 学年入学
	氏 名				第 学年編入
基 礎	生年月日	平成 年 月 日	転 入 等	転 入 等	平成 年 月 日 第 学年編入
	属会所				
備 考	ふりがな		転 入 等	転 入 等	(平成 年 月 日)
	氏 名				平成 年 月 日
備 考	属会所		卒 業	卒 業	平成 年 月 日
	入学給付経歴				退 学 等
学 級 名 及 び 所 在 地 (分校名・所在地等)					
年 度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
区分 \ 学年	1	2	3	4	5
校長氏名印					
学級担任者氏名印					
年 度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
区分 \ 学年	4	5	6		
校長氏名印					
学級担任者氏名印					

計畫表

計畫表		人員配置計畫表											
計畫	內容	第一階段	第二階段	第三階段	第四階段	第五階段	第六階段	第七階段	第八階段	第九階段	第十階段	第十一階段	第十二階段
第一階段	第一階段												
第二階段	第二階段												
第三階段	第三階段												
第四階段	第四階段												
第五階段	第五階段												
第六階段	第六階段												
第七階段	第七階段												
第八階段	第八階段												
第九階段	第九階段												
第十階段	第十階段												
第十一階段	第十一階段												
第十二階段	第十二階段												

計畫表

計畫表		人員配置計畫表											
計畫	內容	第一階段	第二階段	第三階段	第四階段	第五階段	第六階段	第七階段	第八階段	第九階段	第十階段	第十一階段	第十二階段
第一階段	第一階段												
第二階段	第二階段												
第三階段	第三階段												
第四階段	第四階段												
第五階段	第五階段												
第六階段	第六階段												
第七階段	第七階段												
第八階段	第八階段												
第九階段	第九階段												
第十階段	第十階段												
第十一階段	第十一階段												
第十二階段	第十二階段												

Q 4 - 2 障がいのある児童生徒の学習評価は、どのように行うとよいでしょうか。

A 障がいのある児童生徒に係る学習評価の考え方は、障がいのない児童生徒に対する学習評価の考え方と基本的に変わるものではありませんが、児童生徒の障がいの状況等を十分理解しつつ、様々な方法を用いて、一人一人の学習状況を一層丁寧に把握することが必要です。

学習評価を進めるに当たっては、一人一人の児童生徒の障がいの状況等に即して、指導目標、指導内容、評価規準を設定した個別の指導計画に基づいて行われた学習の状況や結果を評価する必要があります。

学習指導要領に定める目標に準拠して評価を行うこと、学習指導と学習評価を一体的に進めるなど、学習評価の基本的な考え方は同じです。

Q 4 - 3 各教科等を合わせて指導を行った場合の学習評価はどのようにすればよいでしょうか。

A 各教科等を合わせた指導（領域・教科を合わせた指導）では、それぞれの単元等に児童生徒が各教科等で学習する内容が扱われている（各教科で履修する指導内容を盛り込む）ことが必要です。したがって、児童生徒の学習（活動）状況は、単元等の目標を踏まえ、実態に即して設定された個別の指導目標に基づいて、その達成状況を評価する必要があります。

なお、実際の評価に当たっては、それぞれの単元等に教科のすべての目標が含まれているとは限らないことから、年間を見渡して総合的に評価していくこととなります。各教科のみではなく、領域の評価もする必要があります。

※指導要録には、各教科や領域に分けて記入します。

Q 4 - 4 交流及び共同学習を実施した場合の学習評価はどのように行うとよいでしょうか。

A 交流学級で授業を受けた場合でも、特別支援学級の授業としてとらえ、個別の指導計画において指導の目標などを明確にしたうえで、適切な評価を行うことが必要です。

Q 4 - 5 教科によっては特別支援学級で授業を行ったり、交流及び共同学習として通常学級で授業を受けている場合の指導要録の記述について教えてください。

A 特別支援学級の教育課程に応じて、通常学級と同じ様式あるいは一部変更した様式を使用したり、特別支援学校小学部及び中学部の指導要録を参考にしたりする場合があります。

その際、教育課程の編成内容によっては、通常学級と特別支援学校の様式2（指導に関する記録）を2枚添付することも考えられます。

また、指導の記録に関しては、各教科等の評価が難しい場合等は適宜文章表記により評価を記載します。

大切なことは、該当の児童生徒が、どのような教育課程でどのような学習を行ったのか、また、その評価がどうであったのかが分かるように記載の仕方を工夫することです。様式については、設置者が定めることになっていますので、各市町村の教育委員会に相談してください。

Q 4 - 6 通級による指導を受けている児童生徒に対する学習評価はどのように行うとよいですか。また、指導要録にはどのように記載すればいいですか。

A 通級による指導において、特別な教育課程による指導を行った場合には、特別支援学校の学習評価を参考にすることができます。その際、個々の児童生徒の状態に応じた指導の工夫を行い、適切な学習評価を行うことが求められます。

さらに、通級指導教室担当者と児童生徒が在籍する通常学級の担任が連携し、児童生徒の指導や状況について共通理解を図ることで、通級による指導における成果を通常の学級での指導においても生かしたり、評価したりする必要があります。

また、該当する児童生徒が在籍する学級の担任は、指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容や結果等を記入します。

※ 通級による指導の対象となっていない児童生徒で、教育上特別な支援を必要とする場合についても、必要に応じ、効果があったと考えられる指導方法や配慮事項を「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に記入します。

Q 4 - 7 通常学級から在籍する学校の特別支援学級へ異動した場合の指導要録の取扱いについて教えてください。

A 同じ学校内において通常学級から特別支援学級に異動した場合も、転入学した場合と同じように取扱います。速やかに通常学級から除籍を行うとともに、新しい指導要録を作成し、転入学の欄には、「特別支援学級に入級の為」と記載します。

<参考・引用文献>

- 特別支援学校学習指導要領解説 総則等編（幼稚部・小学部・中学部）平成21年6月
(文部科学省)
- 特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部・高等部）
平成21年6月 (文部科学省)
- 小学校学習指導要領解説 総則編 平成20年3月 (文部科学省)
- 特別支援学級及び通級指導教室担当者のためのハンドブック 平成22年3月
(熊本県教育委員会)
- キーワードブック障害児教育 2009年（清水貞夫・藤本文朗編 クリエイツかもがわ）
- 特別支援学級経営の手引 平成22年度版 (岩手県立総合教育センター)